

広島県水道広域連合企業団管理規程第5号

広島県水道広域連合企業団建設工事監督規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月12日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団建設工事監督規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団建設工事監督規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(監督職員の責務)</p> <p>第2条 広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）第19条第1項に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）は、工事が公共の福祉の向上に寄与することを認識し、監督に当たっては公正を旨とし、厳正及び的確にその職務を行うよう努めるものとする。</p> <p>(指定基準)</p> <p>第6条 監督職員には、次に掲げる職員を指定するものとする。</p> <p>(1) 総括監督員 工事を担当する課長又はこれに相当する職にある職員。<u>ただし、課を置かない事務所における総括監督員の指定基準は、工事を担当する係長又はこれに相当する職以上にある職員とすることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(監督職員の責務)</p> <p>第2条 広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）第21条第1項に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）は、工事が公共の福祉の向上に寄与することを認識し、監督に当たっては公正を旨とし、厳正及び的確にその職務を行うよう努めるものとする。</p> <p>(指定基準)</p> <p>第6条 監督職員には、次に掲げる職員を指定するものとする。</p> <p>(1) 総括監督員 工事を担当する課長又はこれに相当する職にある職員</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。